○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字鳥海字西ノ久保二〇五四五の一、二〇五四九、二〇五五一の一、字重ノ首二〇八三五、二〇八三九、字永ノ尾二一〇八一の一、字狩祭田二一六八四、字境野二一七七二、字焼林二一八二五の一、二一九一六の一、字狭谷二一九四一の五、二一九四三、二一九五二の一、二一九五二の三、二一九五六の二、二一九五七、二一九五九、二一九六〇、二一九六二、二一九六七、二一九七二の一、二一九八一の一、二一九八二、二一九八七の一、二一九九〇、字平古場二二〇二〇、二二〇二六、字深谷二二一九三の一、二二一九四、字下山二二二二一、二二二二三、字片ハエ二二三一八の一、二二三二一の二、二二三三五の一、二二三七二の一、二二三七四、大字宮野字角ヶ倉二二七〇一の一、二二七一五、二二七六四の一、字日ノ峰二四二四二の七から二四二四二の九まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町立部字壁岩乙四五〇九、乙四五一七の二七、乙四五一七の一三七、乙四五一七の一六二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町川西字構一五八七の三（次の図に示す部分に限る。）、一五五三、一六四五、一六六四の一、一六六五、字峰二二二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山藤川字仏岩六九八の二二、六九八の二三、六九八の二七から六九八の二九まで、字藤縄一四四一の三八、一四四一の五〇、一四四一の七七、七山馬川字松坂五二七、六〇七の二、六一〇、七山池原字深坂甲八二〇の一、字大屋敷甲八四〇の二、甲八四〇の二〇、甲八四〇の五一、字松平甲一二〇一の五、字山上甲二七八三の二、甲二七八三の三七、字山田甲二九一一の八、字山口乙五八八、字桑原乙一〇六八の七、七山木浦字平野岳二一の二〇、二一の二一、二一の二五、二一の二六、字苅ヌ田一〇八の一四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字川古字平原六六一五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山藤川字大達一〇〇〇の七一、一〇〇〇の八七、一〇〇〇の九八、七山池原字嶽川甲七一、甲七二、甲七四から甲七六まで、字太田尾甲九七の五、甲九七の六、字大坂甲一三五、甲一三六の一、甲一三七、甲一四六の五、甲一四六の一八、字高野甲六三六の六、字下嶽甲三〇七二の五、甲三〇七二の二八、七山木浦字高辻一五八二の一、字井手ノ上二二四一の一、二三〇二、字栗ノ木二三九五の一、二四〇一の一、二四〇二の一、二四〇二の二、二四〇八の二、二四一八の一、二四一八の二、二四三〇の一、字畑ヶ田二五一〇の三、二五六八の三、字大立平二七五四の二、二七五四の一二、二七五四の一六、二七五四の七七、二七五四の七八、二七五四の一三三、二七五四の一三五から二七五四の一三八まで、二七五四の一四八、二七五四の一七三から二七五四の一七六まで、二八二八の二、二八三〇の二、二八七五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）